



回覧印座

建災防だより

4月号

令和5年4月1日

建設業労働災害防止協会香川支部
〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL:087-821-5243 FAX:087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法: 建災防香川(けんさいぼうかがわ)

- ◇ 新年度を迎えるにあたって
- ◇ 労働災害の発生状況(2面)
- ◇ 令和5年度の建災防香川支部 会員研修会のお知らせ(2面)
- ◇ 令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について(3面)
- ◇ お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆様へ(4面)
- ◇ 労働安全衛生規則の一部改正(足場等からの墜落・転落防止措置関係)の予定について(4面)
- ◇ 香川労働局、労働基準監督署の人事異動(5面)
- ◇ 行政等からのお知らせ(6面)
- ◇ 5~7月開催の講習日程(7~8面)



1. 新年度を迎えるにあたって

谷口支部長挨拶



新年度を迎え一言ご挨拶申し上げます。

昭和39年に設立された建設業労働災害防止協会は今年の9月で59年、来年は60周年を迎えます。昭和36年に、労働災害の死亡者数が最大となりその対策として「労働災害防止団体法」ができました。その後、昭和47年に労働安全衛生法が施行、労働基準法に含まれていた安全衛生に関する部分が分離され、労働者の働き方を守る労働基準法と、労働者の安全衛生を守る労働安全衛生法の2つの法律に分かれて現在に至っています。この期を境にして労働災害は大幅に減

少しその後、長期的に減少傾向を持続して来ましたが、近年減少傾向にも底が見えてきた感が否めません。安全に関する災害は減少したので、衛生に関する対策が急に目立ってきました。粉じん、石綿、化学物質等の法律改正や通達等が増えてきています。しかし、安全についても数字は減ってきたとはいえ、他の先進諸国に比べるとまだまだ努力を要するレベルといえます。香川県下の建設業においては死亡者数では平成25年と令和元年にはゼロでありましたが近年は2人から3人が労働災害で亡くなっています。又統計外である経営者や一人親方の災害も発生しています。我々は建設業の未来のために、まだまだ努力を続けなければなりません。新年度を迎えさらに安全衛生を推進されますようお願いいたします。

2. 労働災害の発生状況

令和4年（令和5年2月末現在）の全国における労働災害発生状況は、死亡者数は全体で758人（全年同期比▲73人、8.8%減）、建設業では273人（全年同期比▲10人、3.5%減）です。休業4日以上之死傷者数は275,733人（全年同期比+128,877人、87.8%増）、建設業では16,998人（全年同期比+1,163人、7.3%増）です。死亡災害は減少しましたが休業災害は増加しています。香川県下においては、死亡者数は全体で6人（全年同期比▲5人）、建設業では2人（前年同期比▲1人）です。休業4日以上之死傷者数は2,169人（全年同期比+884人）、建設業では136人（全年同期比▲16人）です。香川県における建設業の死亡災害は平成25年、令和元年に“ゼロ”を達成していますが、令和2年は2件、同3年は3件、同4年は2件となっています。

令和5年（令和5年2月末現在）の全国における労働災害発生状況は、死亡者数は全体で85人（全年同期比▲43人、33.6%減）、建設業では25人（全年同期比▲9人、26.5%減）です。休業4日以上之死傷者数は19,045人（全年同期比+2,545人、15.4%増）建設業では1,347人（同▲478人、26.2%減）です。死亡災害は減少していますが全業種の休業災害は増加し、建設業においては減少しています。香川県下においては、死亡者数は全体でゼロ（全年同期比▲4人）です。休業4日以上之死傷者数は168人（全年同期比+74人）建設業では10人（同▲4人）です。

休業4日以上之死傷者数が多いのは新型コロナウイルス感染症が大きく影響しています。

3. 建災防香川支部の令和5年度会員研修会のお知らせ

会員研修会を次の日程のとおり実施します。労働基準監督署による労働行政の伝達、土木事務所並びに土地改良事務所からは管内での公共事業と現場の安全管理についての話をして頂きます。国土交通省、県土木事務所は建災防の会員研修会等安全教育を受講していることが、建災防加入者として評価されると言われております。尚、**本研修会はCPDS、CPDのユニット取得の対象講習**にしております。

今回、長尾地区は場所が変わっていますのでご注意ください。

令和5年度 会員研修会日程表

対象地区	開催月日	開催時刻	場 所
西讃地区	4月12日(水)	午後1時30分	ハイスタッフホール(観音寺市民会館) 小ホール (観音寺市観音寺町甲1186-2)
中讃地区	4月14日(金)	午後1時30分	丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス (丸亀市綾歌町栗熊西1680)
長尾地区	4月18日(火)	午後1時30分	長尾地区建設会館 (さぬき市長尾東1123-2)
高松地区	4月20日(木)	午後1時30分	サンメッセ香川 2階ホール (高松市林町2217-1)
小豆地区	4月25日(火)	午後1時30分	小豆島建設会館 (小豆郡土庄町上庄1954-3)

4. 令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

別添

令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和5年3月3日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者805人、うち死亡者は28人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業172件、製造業144件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和5年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和5年4月を準備期間とし、令和5年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

5. お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆様へ

厚生労働省・環境省・国土交通省よりリーフレットが発行されました。(添付資料、建災防香川のホームページのお知らせ 参照) 建築物等の解体・改修工事を発注する方(オーナーなど)は施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務づけられています。

- ◇ 情報提供:石綿の有無を確認する上で有用な情報(設計図書、確認申請の副本等)を施工業者に提供
- ◇ 費用負担および工期への配慮:石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮
- ◇ 特定粉じん排出等作業の届け出:吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が作業実施届出書を提出

建物の解体・改修工事を行う際には、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります!

6. 労働安全衛生規則の一部改正(足場等からの墜落・転落防止措置関係)の予定について

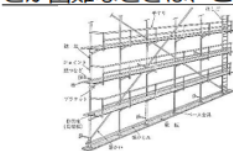
「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」報告書の概要によると、内容は以下ようになる。

- ◇ 一側足場の使用範囲を明確化
本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則
- ◇ 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け
- ◇ 足場の完成後等の足場点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

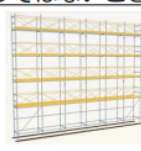
労働安全衛生規則改正案について(諮問事項)

1 一側足場の使用範囲を明確化

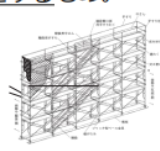
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している(※)ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所(幅が1メートル以上の場所)においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



(※) 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項(現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容)に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日: 令和5年3月(予定)

施行期日: 1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

7. 香川労働局、労働基準監督署の人事異動

香川労働局では、4月1日付で人事異動を実施されました。労働基準部を中心に、各監督署の幹部職員の方々をお知らせ致します。氏名の後に（○）とあるのは、今回異動された方々です。

◆香川労働局

(敬称略)

◇局 長 栗尾 保和 ○

◇総務部長 矢野 誇須樹 ○

◇労働基準部長 神田 将伸

・監督課長 小林 弦太 ○

・健康安全課長 角井 尚規

主任地方産業安全専門官 小山 正博 ○ 衛生専門官 池田 真也

◇職業安定部長 大森 崇 ○

◇雇用環境・均等室長 澤渡 恭子 ○

◇高松労働基準監督署

・署長 村上 誠 ○ 副署長 伊勢島 淳一

第一方面主任 石井 暢樹 ○ 第二方面主任 水川 雄介 ○

第三方面主任 田中 均樹 ○

安全衛生課長 一柳 昌仁 ○ 地方産業安全専門官 大垣 登令 ○

労災課長 川田 久美子 ○

◇丸亀労働基準監督署

・署長 小林 知己

監督・安衛課長 畝木 秀幸 ○ 地方産業安全専門官 末澤 誠一

労災課長 上本 香和 ○

◇坂出労働基準監督署

・署長 西田 文明

監督・安衛課長 鳥取 宏礼 ○ 労働基準監督官 相原 隆二 ○

労災課長 岩﨑 貴代

◇観音寺労働基準監督署

・署長 北原 智子 ○

監督・安衛課長 大西 潤 労働基準監督官 坂本 順次 ○

労災課長 岡田 恵美 ○

◇東かがわ労働基準監督署

・署長 杉本 英司

監督・安衛課長 佐々木 諭 ○ 労働基準監督官 若杉 茉由子 ○

労災課長 山下 良輔 ○

8. 行政等からのお知らせ

- 【国不入企第42号】技能労働者への適切な賃金水準の確保について (3/4)
- 令和4年における交通事故の発生状況について (3/4)
- お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆様へ 厚生労働省・環境省・国土交通省 (3/16)
- 建設の事業への時間外労働の上限規制の適用に向けた周知等について (依頼) (3/20)
- 資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録制度について (3/23)
- 規格不適合の墜落制止用器具について (注意喚起) (3/23)
- 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用(案)について (3/23)
- スtockヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用(案)について (3/23)
- 建設副産物情報交換システムの現場掲示様式への対応について (3/23)
- 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について (3/23)
- 令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について (3/23)
- 一人親方リーフレットの周知に向けたご協力をお願い (3/23)
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令及び労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行に係る周知について (3/23)
- 令和4年度化学物質管理に係る専門家検討会 報告書について (3/23)
- 【通達】(情報共有) 適格請求書等保存方式下における出来高検収書の取扱いについて (3/23)
- 賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等について (協力依頼) (3/23)
- マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について (3/23)
- 賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等について (協力依頼) (3/23)

9. 5～7月開催の講習予定

講習予定日	講習科目	講習会場
学科：5月9日(火) 実技：10日(水)～12日(金) ※学科1日実技1日	小型車両系建設機械(3t未満) 運転特別教育	(学科)香川地域職業訓練センター (実技)タクテック

講習予定日	講習科目	講習会場
5月 15日(月) 16日(火)	職長・安全衛生責任者教育	香川県建設会館
5月 17日(水)	職長・安全衛生責任者能力向上教育	香川県建設会館
5月 18日(木) 19日(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	香川県建設会館
5月 19日(金)	熱中症予防指導員・管理者研修	香川地域職業訓練センター
5月 22日(月) ～ 24日(水)	一般建築物石綿含有建材調査者講習	香川県建設会館
5月 25日(木)	マスクフィットテスト実施者養成講習	香川県建設会館
5月 29日(月) または 30日(火) ※1日講習	車両系建設機械(解体用)運転 技能講習	(学科・実技) タクテック
6月 1日(木) 2日(金)	玉掛け技能講習	(学科・実技) タクテック
6月 6日(火) 7日(水)	型枠支保工作業主任者 技能講習	香川県建設会館
学科:6月 12日(月) 実技:13日(火)～15日(水) ※学科1日実技1日	小型車両系建設機械(3t未満) 運転特別教育	(学科)香川地域職業訓練センター (実技)タクテック
6月 14日(水)	フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育	香川県建設会館
6月 15日(木) 16日(金)	石綿作業主任者	香川県建設会館
6月 19日(月) ～ 23日(金) ※学科2日実技1日	車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込用、掘削用)	(学科)香川地域職業訓練センター (実技)タクテック
6月 21日(水) ～ 23日(金)	一般建築物石綿含有建材調査者講習	香川県建設会館
6月 27日(火) ～ 30日(金) ※14時間講習:学科1日実技1日	高所作業車運転 技能講習	(学科)香川地域職業訓練センター (実技)タクテック
7月 3日(月) 4日(火)	玉掛け技能講習	(学科・実技) タクテック
7月 6日(木)	石綿使用建築物等解体等業務 特別教育	香川地域職業訓練センター
7月 7日(金)	刈払機取扱作業者に対する 安全衛生教育	香川県建設業協会 西讃支部会館
7月 10日(月) 11日(火)	職長・安全衛生責任者教育	香川県建設会館
7月 12日(水)	刈払機取扱作業者に対する 安全衛生教育	香川県建設会館

講習予定日	講習科目	講習会場
7月 13日 (木)	丸のこ等取扱作業の 安全衛生教育	香川県建設会館
7月 19日 (水)	足場の組立等の作業に係る業務の 特別教育	香川地域職業訓練センター
7月 20日 (木) または21日 (金) ※1日講習	車両系建設機械(解体用)運転 技能講習	(学科・実技) タ ク テ ッ ク
7月 24日 (月) ～ 26日 (水)	一般建築物石綿含有建材調査者講習	香川県建設会館
7月 27日 (木) 28日 (金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	香川県建設会館
7月31日 (月)	マスクフィットテスト実施者 養成講習	香川県建設会館

- ・詳しくは建災防香川支部のホームページをご覧ください。
申込書はホームページからダウンロードできます。
- ・申込みは講習日の3カ月前から、**先着順**で受付します。受付期間内でも定員に達した場合は締切りますので、お早めにお申込みください。予約はできません。
- ・石綿作業主任者、石綿含有建材調査者講習、職長・安全衛生責任者教育及び小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用)運転特別教育はすぐに定員になってしまいますので、事前に空き状況をお問合せください。
- ・ゴシック太字の講習は、人材開発支援助成金対象の講習です。

[編集後記]

私がこの「建災防だより」作成を引き継いでから8年経過し、来月号からは新しい担当に替わります。毎月苦勞というよりも、毎年同じ内容の記事にならないようにと思いながらも結果的にはそのような結果になっていたのではないかと反省しています。引き継いだ頃は講習の受講者数が減少してきており、支部運営が厳しい状態にありました。そのような中で経費節減に努め会員の皆様にもご協力を戴きなんとか今に至っています。

この8年間建設業における労働災害発生状況は、長期的には減少傾向にあると言われていましたが、香川県下の死亡災害では平成25年に続いて令和元年にゼロを達成しましたが、毎年2、3件を繰り返しています。過去14年間に30名の尊い命が失われていますが、そのうちの半数以上の16名は墜落・転落によるものです。そのうち土木工事業では2名、建築工事業では9名、木造家屋建築工事では2名、その他の建設業では3名となっています。建築工事に多いのは高所作業が多いからです。しかしそのほとんどはリスクアセスメントを行い、計画をし設備を設け、教育を行い、監視を徹底すれば防ぐことができたものです。労働災害の原因は被災者のヒューマンエラーだけではなく、組織としての安全衛生マネジメントに求めるべきだと思います。やるべきことをやり、後は想定外の事象に的確に対応する能力、レジリエンス力を養うことがこれからは重要だと考えています。

会員の皆様だけでなく建設業に携わる全ての皆様が、健康で快適に生きがいを持って働ける職場を作るお手伝い、それが建設業労働災害防止協会香川支部の役割だと言い聞かせバトンタッチいたします。ありがとうございました。(T. T.)